

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人のA社における船員保険の資格取得日は昭和59年7月18日、資格喪失日は同年11月20日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月18日から同年11月20日まで

私は、昭和55年4月から平成21年3月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における船員保険の加入記録が無い。

しかし、私の船員手帳では、申立事業所の所有又は手配した四つの船舶に、申立期間中も途切れることなく乗船していたことが分かる。

申立期間について、船員保険被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している船員手帳及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立期間と一致する昭和59年7月18日から同年11月20日までの4か月間について、申立人の氏名とはその表記及び読みが一部異なるものの、申立人と同一日の生年月日の基礎年金番号に未統合となっているA社に係る船員保険被保険者資格記録が確認できる。

さらに、申立事業所が保管している「船保資格変更喪失等連絡簿」等関係資料により、当該事業所では、申立人に関する船員保険の届出の際に、申立人の氏名を上記未統合記録のとおり届け出ていることがうかがわれる。

加えて、申立事業所に係る所有船舶に申立期間当時、申立人と一緒に乗船していたとする元同僚は、申立期間当時、申立ての船舶に乗船していた船員の中には、上記未統合記録にあった者と同姓同名の者はいなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に未統合の当該記録は、申立人

の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から 28 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年7月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月15日から同年8月5日まで

私は、平成4年4月から9年2月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間当時は、私がそれまで勤務していたB社（適用事業所の所在地はC県）の研究所が閉鎖となったため、A社（適用事業所の所在地はD県）所属の工場へ異動した時期に当たり、また、私が保管している給与支給明細書では、申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが分かる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管している申立期間の給与支給明細書から、申立人が平成4年4月1日から9年2月28日までの間、A社に継続して勤務し（B社（C県）からA社（D県）へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚が、C県所在の事業場が閉鎖になったため、D県所在の事業場へ転勤になったと供述していることから、B社（C県）が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日と同一日の平成6年7月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書により、

申立人の厚生年金保険料額及び報酬月額が確認できるところ、それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるため、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書における報酬月額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及びB社はいずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、両申立事業所共通の元事業主は、当時の関係書類を保管しておらず、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と供述しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から31年1月25日まで

私は、昭和28年に入社し、正社員となった29年10月から平成3年6月に退職するまでの間、A社等同一企業グループの複数の事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が昭和30年8月1日にA社の出張所へ転勤になった時期に当たる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している、現存のB社発行の申立人に係る定年退職時の感謝状、元同僚の供述などから、申立人が昭和29年10月1日から平成3年6月30日までの間、同社の複数の関連事業所に継続して勤務し(C社からA社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人を始め、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の元同僚が、申立人が勤務していた出張所は昭和30年8月1日にC社からA社の所属に変更になったと供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所(当時)の昭和31年1月の記録から4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社では、当時の関係資料を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 699

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 51 年 3 月まで

過去に社会保険事務所（当時）に何回か行った際、年金記録を照会したところ、「続いています。」との回答を受けていたにもかかわらず、平成 22 年 1 月に未納期間があることを知った。

未納期間は無いと思っていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、申立人は納付等の状況を明確に覚えていないと述べているところ、申立人は、申立期間直後の昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの保険料を転居後の町（現在は、市）において、53 年 7 月に過年度納付していることが特殊台帳及び町の国民年金被保険者名簿により確認でき、当該過年度納付した時点で申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付していたとする転居前の市の国民年金被保険者名簿には、保険料の納付は確認できない上、申立期間に転居したことが記載されているほか、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 48 年度の印紙検認記録の 2 月欄には、昭和 49 年 3 月 6 日付けの検認印が確認できるものの、同 3 月欄は空欄であり、かつ同年度分の印紙検認台紙が切り取られずに残存したままであることを踏まえると、申立期間当時、申立人は、当該市において不在者となっていたものと推認でき、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 1 日から 54 年 7 月 1 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 56 年 12 月 30 日まで

申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

このことは、私が保管する当時の出来高払いの金額の分かるノートがあるので、申立期間①及び②について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人が保管する「出来高ノート」では、両申立期間における賃金の受取額はオンライン記録に比べ高額であるものの、「出来高ノート」に記載されている申立人が給与から控除されていたとする金額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額から試算した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立事業所は、平成 7 年 12 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主からも供述が得られないため、両申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている両申立期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた 4 人から聴取したものの、厚生年金保険料の控除状況は不明である。

加えて、前述の被保険者名簿では、両申立期間の標準報酬月額が遡及して取

り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月1日から32年3月10日まで

脱退手当金の請求手続については、自分も家族も行った覚えは無く、当時、脱退手当金制度の話聞いた記憶も無い。脱退手当金が支給された記録になっていることに納得がいかないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月23日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年3月10日の前後2年以内(昭和30年から34年までの期間)に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした女性被保険者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとなっている5人(申立人を含む。)全員が、資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 2 月 11 日から 31 年 10 月 31 日まで
② 昭和 32 年 12 月 2 日から 35 年 12 月 29 日まで

私が勤めた二つの会社について、脱退手当金を受け取った覚えは無いし、制度そのものも知らなかった。会社を退職した際にそのような話を聞いたこともなく、社会保険事務所（当時）がどこにあるかも知らなかったのに、脱退手当金の受給手続きができると思えないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の脱退手当金は、当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 12 月 7 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、申立人に脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間①に係る事業所を退職した際に、4,000 円ぐらいの退職金を受給した記憶があると述べているところ、当該事業所が保管する当時の「退職金給付規定」によると、退職金の支給対象者は 3 年以上在職した者とされており、申立人の在職期間が 32 か月で支給要件を満たしていなかったことから、申立人が受給したとする退職金は、受給した金額からみて脱退手当金であった可能性が考えられる。

2 申立期間②の脱退手当金は、当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 36 年 2 月 17 日に支給決定されているこ

とが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人に脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

- 3 申立期間①及び②について、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで
② 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 7 年 8 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額は、私が所持している給与明細表の支給額と大きく相違しているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、申立人から提出された 56 か月分の給与明細表により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額と一部の期間（平成 5 年 8 月及び 6 年 11 月分）を除き一致していることから、事業主は、当該期間の申立人の給与において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

また、申立人から提出された給与明細表のうち、平成 5 年 8 月及び 6 年 11 月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額よりも低額となっていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②の事業所は、すでに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当時の賃金台帳等は保存されておらず、保険料控除額等を確認することができない上、申立人も上述した期間以外の給与明細表

を所持してしないため、当該期間に係る保険料控除額等を確認できないほか、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡やより低額な金額に訂正された形跡は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。